○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県宝塚市中筋三丁目一六三・一六四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍弓一〇の一二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○経済産業省告示第百八十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年八月二十四日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
211552	河野　利祐
409151	山口　智巳
409153	柿原　弘志
409155	畠中　裕也
409157	久井　昌明
409159	蓮見　直哉
409161	本多　素子
409163	大塚　博哉
409165	西岡　純
409167	入佐　泰明
409169	伊藤　唯史
409171	木戸　光博
409173	一ノ宮康嗣
409175	島田　尚往
409177	秋庭　淳志
409179	今井　尊
409181	岡田　康平
409183	梶原　崇照
409185	川原田　博
409187	菊池　哲
409189	倉島　率
409191	菅生　將人
409193	関　智英
409195	銭谷　光二
409197	田野　照宜
409199	中尾　孝則
409201	中島　裕一
409203	西部　拓
409205	伴野　友宏
409207	藤田　真弘
409209	溝口　真
409211	森　達朗
409213	山根　和宏
409215	牧野　雅彦
409217	高市　貢鍋
409219	裕亮
409174	堤　泰秀
409176	相川　周之
409178	市谷　法明
409180	大田　一喜
409182	小野木央工
409184	川谷　文男
409186	川辺　健一
409188	岸本　正基
409190	黒川　大輔
409192	角　知裕
409194	関塚　正平
409196	高須　紳輔
409198	千秋　昌康
409200	仲座　健雄
409202	中原　達男
409204	萩野　理也
409206	藤岡　庸一
409208	馬込　正
409210	宮川　亮
409212	山下　高治
409214	宮澤　博幸
409216	福田　有子
409218	富松潤治郎
409220	奥村　寛

○経済産業省告示第百八十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年八月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年八月二十四日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更前）
407064	池田貢三子
407558	佐藤佳津恵
	（変更後）
	萩野貢三子
	秋葉佳津恵

○経済産業省告示第百八十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年八月二十四日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
403446	鹿間　聖
403454	鈴木　重昭
403486	五月女豊一
403499	安岡　由美
403506	小野　保子
403521	井草　岳仁
403564	杉本　亮
403587	前川　満宏
403618	志賀　琢也
403687	倉島　克明
403726	河原　淳
403747	小松源四郎
403779	毛木信一郎
403831	三浦　洋之
403965	土井　和雄

○国土交通省告示第八百四十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

ハウスプラス住宅保証株式会社

二　住所

東京都港区芝五丁目三十三番七号

三　代表者氏名

代表取締役社長　山崎　剛

四　登録年月日

平成二十三年八月十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

本社　東京都港区芝五丁目三十三番七号

○国土交通省告示第八百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

安部田

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と百三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正六年内務省告示第九十四号、平成十八年国土交通省告示第千百九十五号及び平成十九年国土交通省告示第千四百二十九号で指定した土地の区域を除く。）

三重県名張市安部田　二五六五番　字本路谷

二五六四番一

一号、二号、百三十八号及び百三十九号

二五六五番一

三号から九号まで、十二号から十七号まで及び百十九号

二五六六番一

四十六号から五十一号まで、九十三号及び九十四号

二五六六番二

五十二号

二五六七番

九十二号

二五六八番一

百十八号

二五六八番二

十八号

二五六九番

十九号

二五七〇番

二十号

二五七一番一

二十一号から二十三号まで

二五七一番二

二十四号及び二十五号

二五七二番

二十六号から二十九号まで及び百十二号から百十五号まで

二五七三番

三十号から三十二号及び百九号

二五七四番

三十三号から四十一号まで及び百一号から百八号まで

二五七五番

四十二号から四十五号まで

二五七六番

五十三号

二五七七番

五十四号及び七十八号から八十二号まで

二五七八番

五十五号から五十八号まで

二五七九番

五十九号、六十号、七十一号及び七十二号

二五八〇番

六十一号から六十五号まで

二五八一番

六十六号から六十七号まで